

公表	事業所における自己評価総括表
----	----------------

<b>○事業所名</b>	葛飾区子ども発達センター		
<b>○保護者評価実施期間</b>	令和6年11月1日		～ 令和6年11月30日（延長12月13日まで）
<b>○保護者評価有効回答数</b>	(対象者数)	16	(回答者数) 11
<b>○従業者評価実施期間</b>	令和6年10月1日		～ 令和6年10月31日
<b>○従業者評価有効回答数</b>	(対象者数)	10	(回答者数) 10
<b>○訪問先施設評価実施期間</b>	令和6年10月下旬		～ 令和6年11月30日（延長12月13日まで）
<b>○訪問先施設評価有効回答数</b>	(対象者数)	16	(回答者数) 13
<b>○事業者向け自己評価表作成日</b>	令和7年1月24日		

## ○ 分析結果

	事業所の強み(※) だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1	・児童発達支援と保育所等訪問支援の並行利用により、対象児の障害や発達の状態を把握したうえで助言を行うことができる。	・現在、集団担当または個別担当の療士が、年間通して担当していることで、園との信頼関係を構築し、事業が実施できている。	・児童発達支援と保育所等訪問支援を併用することで、保育所や幼稚園の在園日数を伸ばしていけるように支援できるとよい。
2	・障害児支援経験年数が長く専門性の高い療士（心理士、作業療法士、理学療法士）が訪問支援を行っている。	・保育所等訪問支援に限らず、児童発達支援の中で保育所や幼稚園等との連携を行っている。	・現在の療士担当制をベースに、支援の内容によっては様々な職種な職員も訪問できるとよい。

	事業所の弱み(※) だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1	・保育所等訪問支援の終了時期を明確に定めていない。	・開始すると年度末まで継続になることが多い。 ・区の事務事業として、年度の枠組みが優先される傾向がある。	・保育所等訪問支援の効果的な実施について、訪問開始と終了、月あたりの訪問回数のある方を検討する。
2	・保育所等訪問支援の訪問予定日を柔軟に調整できない。	・事業所の療士が児童発達支援と保育所等訪問支援を兼務しているため、訪問予定の調整が難しい。	・保育所等訪問支援の訪問はできないが、必要に応じて児童発達支援の「関係機関連携」で訪問するなど、他の支援と組み合わせることで効果的に実施することを検討する。